

入試セ企第161号
令和4年11月9日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
高等学校を設置する学校設置会社を所轄 殿
する構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

独立行政法人大学入試センター理事長

山口 宏 樹
(公印省略)

令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テストの
問題作成の方向性及び試作問題等について

平素より、大学入学共通テストの実施をはじめ、当センターの業務に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成30年3月に告示された高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）に対応した令和7年度大学入学者選抜に係る大学入学共通テスト（以下「令和7年度共通テスト」という。）に関しては、これまで、当センターにおいて各教科・科目に関する専門家等から構成される委員会を設置し、問題作成等に関して検討を行ってきました。

この度、大学や高等学校等における令和7年度共通テストに向けた検討や準備に資するよう、出題教科・科目の出題方法等（出題範囲、科目選択の方法、試験時間、配点など。これまでに公表済みの内容も含まれます。）について予告するとともに、問題作成の方向性及び試作問題を作成し、別添のとおり公表するとともに、大学入試センターのウェブページに掲載しました。

(https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r7ikou/r7ikou.html)

各教育委員会及び学校等におかれては、下記の事項に御留意いただいた上で、令和7年度共通テストに向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校（中等教育学校、特別支援学校高等部を含む。以下同じ。）及び域内の高等学校を設置する市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校に対し、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校に対し、周知していただきますようお願いいたします。

記

1. 新教育課程による出題科目の出題方法等について

新教育課程による出題科目の出題方法等は、資料1の別表1のとおりです。

特に、「地理歴史」「公民」については、2科目を選択する場合、選択不可の組合せがあるため、このことを十分確認した上で教育課程の編成や学習指導を行っていただきますようお願いいたします。

2. 経過措置科目の出題方法等について

経過措置科目の出題方法等は、資料1の別表2のとおりです。

特に、令和7年度共通テストから新しく出題される「情報」の経過措置科目については、以下のことに御留意いただきますようお願いいたします。

- ・令和7年度共通テストで経過措置科目を受験する可能性のある生徒に対して、これまで出題されていない『旧情報（仮）』が出題されることを周知すること。
- ・『旧情報（仮）』は「社会と情報」及び「情報の科学」の内容を出題範囲とするが、「社会と情報」及び「情報の科学」の共通部分に対応した必答問題に加え、それぞれの科目に対応した問題を出題し、選択解答させることとしているため、各学校で開講している科目が、「社会と情報」又は「情報の科学」のどちらであるのかが、生徒にとって明確になるように説明すること。
- ・専門教育を主とする学科（専門学科）において開設される科目や学校設定科目（教育課程の特例を含む。）によって上記2科目を代替している場合には、それらの科目と「社会と情報」又は「情報の科学」の内容の対応関係について、生徒に対して十分に説明すること。

3. 問題作成の方向性及び試作問題等について

令和7年度共通テストの問題作成方針の検討の方向性は、資料2及び資料3のとおりです。また、この方向性を踏まえ、新学習指導要領に対応した試験問題の具体的なイメージを共有するために資料3別添の「試作問題」を作成するとともに、「試作問題」がどのようなことを問うているかについて資料3別添の「試作問題の概要」で説明しています。令和7年度共通テストの問題作成の方向性について御理解いただく際に、ぜひ御活用ください。

問合せ先
独立行政法人大学入試センター
試験企画部試験企画課
電話：03-3468-3311（代表）